



長野県報

4月30日(金)
令和3年
(2021年)
号外

目次

規則

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則(人事課) 1

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程(経営推進課) 1

規則

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年4月30日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第84号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第4号中「発電管理事務所」の次に「、中央制御所」を加え、本則第6号中「専門幹、」の次に「中央制御所の次長、課長補佐及び専門幹、」を加える。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

本則第5号中「専門幹、」の次に「中央制御所の次長、課長補佐及び専門幹、」を加える。

附則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

人事課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

令和3年4月30日

長野県公営企業管理者 小林 透

長野県公営企業管理規程第8号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「中央制御所(第15条—第17条)」に改める。

第4条第2項第3号中「運転制御及び」を削る。

第11条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中央制御所

第3章第3節を次のように改める。

第3節 中央制御所

(業務)

第15条 中央制御所は、長野県電気事業に係る発電所の制御及び保安管理に関する事務を行うところとする。

(位置)

第16条 中央制御所の位置は、長野市とする。

第17条 削除

別表第10のスマート化推進センターの項を次のように改める。

スマート化 推進センタ ー	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
---------------------	----	------------------

別表第12の現地機関の項中「電気事業法」の次に「(昭和39年法律第170号)」を加え、同表の発電管理事務所の項の次に次のように加える。

中央制御所	ダム水路主 任技術者	電気事業法第43条第1項に規定する職務
-------	---------------	---------------------

附 則

(施行期日)

- この管理規程は、令和3年5月1日から施行する。
(長野県企業局文書取扱規程の一部改正)
- 長野県企業局文書取扱規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表第3中 「北信発電管理事務所 | 北発 | を 「北信発電管理事務所 | 北発 | 中央制御所 | 北発 | 中央制 |」に改める。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

- 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「発電管理事務所長 |」を 「発電管理事務所長 | 中央制御所長 |」に改める。

経営推進課